

## 会 長 談 話

当会は、受任していた事件の遅滞を隠ぺいするために、判決を偽造し、依頼者や関係者に対してファックス送信した事実が認められる当会の堀江幸弘会員に対し、弁護士法56条1項の弁護士としての品位を失うべき非行があるとして、本年3月28日付けで、当会の綱紀委員会に事案の調査を請求しました。

事実の詳細については、今後の調査を待つ必要はありますが、まずは、当会会員が引き起こした非行により、受任事件の依頼者はもちろんのこと、本事件の関係者の方々に、多大なご迷惑をお掛けしたことをお詫びいたします。また、本件は、法律の専門職として訴訟の遂行を任せられた弁護士が、判決を偽造したというものであり、高度な信頼性が求められる判決書に対する信頼が損なわれる結果になってしまったことを、誠に遺憾に思います。

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するものであって、その使命に基づき誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければなりません。にもかかわらず、自らの事件の遅滞を隠ぺいするために、それによる社会的な影響等も考えず、こともあろうに判決の偽造という行為に及んでしまった当該会員については、弁明の余地はございません。

当会では、これまでも、当会会員に対して、弁護士の使命を認識し、誠実にその職務を行うように、日頃から注意喚起しているところではありますが、この度、このような事態を引き起こしたことは、重く受け取らざるを得ません。当会会員に対しては、本件を踏まえて、改めて、高度の職業倫理意識が求められていることを発信していくと同時に、再発の防止に向けて、本件非行の原因究明や効果的な対策を講じるべく、取り組んでいく所存であります。

2017年（平成29年）3月28日

兵庫県弁護士会

会 長 米 田 耕 士